

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称：電子カルテ端末等購入
発注番号：01BCY-1
入札方式：制限付き一般競争入札（物品希望型）
申請書・入札書等郵送締切日：平成31年5月16日
入札執行日時／場所：平成31年5月20日 午前10時30分 枚方市役所 本館3階 第3会議室
納入期限：平成31年9月30日
納入場所：枚方市指定場所
発注者：枚方市 病院事業管理者

予定価格

予定価格：設定あり

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。

購入物品

- ・電子カルテ端末等 一式
(詳細は、仕様書を参照のこと。)

業務区分

物品「01 事務用品 事務機器 — 212 事務機器・情報処理用機器」

物品「13 医療 福祉 — 332 医療機器」

支払条件

完納検品後、支払い

仕様書等

仕様書等は、枚方市ホームページ（事業者向け→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

入札参加申請書、入札書等

入札参加申請書、入札書等の様式は、枚方市ホームページ（事業者向け→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

専用封筒配布場所

枚方市 財務部 契約課（枚方市役所 本館3階）にて配布

質疑メール締切期限

平成31年4月24日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（事業者向け→入札・契約情報→様式ダウンロード）内の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先：keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

同等品申請メール締切期限

平成31年4月24日 正午まで

仕様書記載の物品以外のもので入札に参加する場合は、同等品申請が必要となる。（複数の物品の申請可。仕様書に同等品可と記載された物品のみ。）

同等品申請はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※同等品申請書の様式は、枚方市ホームページ（事業者向け→入札・契約情報→郵便入札関係情報）内の「同等品申請書」を使用してください。）

同等品申請メール送付先：keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

質疑及び同等品申請に係る回答日時等

平成31年5月7日 午後1時より枚方市ホームページ（事業者向け→入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載。

発注条件

【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者

【登録業種】

本市において、「物品」の「01 事務用品 事務機器 — 212 事務機器・情報処理用機器」または「13 医療 福祉 — 332 医療機器」で登録している者であること。

【その他の条件】

1. 入札締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）

停止措置を受けていないこと。

2. 入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
3. 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書及び役員等に関する調書を本市に提出していること。
4. 入札締切日において、営業停止中でないこと。
5. 納入する物品は、本仕様の内容を充足すること。

参加業者公表日

平成 31 年 5 月 17 日 枚方市ホームページ（事業者向け→入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表

開札及び再度入札

1. 開札は、原則として、入札参加者の立会いの上で実施する。
2. 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがあるので、入札参加者は下記のものを持参の上、原則、上記の「入札執行日時／場所」に時間厳守で来庁すること。ただし、入札が無効になった者、立会いを欠席した者、1回目の入札に参加しない者は、再度入札に参加できないものとする。
(代表者が来る場合)
 - ・代表者印（本市届出印）を持参すること。
(代表者以外の代理人が来る場合)
 - ・委任状（枚方市ホームページ（事業者向け→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）及びその代理人の印鑑を持参すること。

※ 再度入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札の最低価格の入札者と価格の協議を行うものとする。

その他

入札金額は、総額（税抜き）で、入札すること。

2 入札保証金

免除とする。

※ 入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、枚方市契約規則（昭和 52 年枚方市規則第 13 号）の規定に基づき、落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

3 入札方法等

- (1) 入札参加者は、郵便により入札を行うこと。指定された郵送方法によらない入札は受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額で入札を行うこと。
- (3) 入札執行回数は、原則 1 回とする。
- (4) 開札は、複数の職員が行うものとする。
- (5) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者（落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定によりくじ引きを行う。）を落札者とする。

4 入札

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、本市へ届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 入札書は、入札書封筒（青色）に入れ、封緘すること。入札書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (3) 入札書封筒（青色）の表面に、入札日、発注番号及び件名を、裏面に会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、本市へ届け出た使用印鑑で押印（裏面割印）すること。
- (4) 封筒の郵送について
 - ア 入札書を封緘した入札書封筒（青色）を入札書在中封筒（緑色）に入れること。
 - イ 入札参加申請書とその他本市が指定する入札参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）に入れること。入札参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
 - ウ 緑色とオレンジ色の封筒裏面の発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び電話番号を記入すること。（入札書在中封筒の差出人の下の余白には業者登録番号も記入）
 - エ 入札書在中封筒（緑色）及び入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着

するように郵送すること。なお、入札が終わるまで差出控えを保管すること。

(5) その他

- ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとする。

5 契約の締結

- (1) 契約書及び契約約款は、本市所定のものを使用する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上の額の契約保証金を納めなければならない。
- (3) 前号に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
 - ア 国債、地方債その他政府の保証のある債券、金融債、公社債又は契約主管課長が確実と認める社債
 - イ 銀行又は契約主管課長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手
 - ウ 銀行又は契約主管課長が確実と認める金融機関の保証
- (4) 次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - ア 保険会社との間に枚方市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
 - イ 過去 2 年の間に本市、国又は他の地方公共団体（国又は他の地方公共団体との契約にあっては、種類及び規模が同等以上のものに限る。）との契約を 2 回以上締結し、すべて誠実に履行し、次の書類を提出したとき。
 - (a) 国又は他の地方公共団体発注の場合
免除申請書及び契約書（契約書は写し可）
 - (b) 本市の他の部局発注の場合
免除申請書及び契約書（契約書は写し可）
 - (c) 本市発注の場合
免除申請書

6 契約を締結しない場合

入札締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札者は違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を枚方市に支払わなければならない。

- (1) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する本市の要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- (2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。
- (3) 営業停止の処分又は業務を行うに必要とする許可等が取消されたとき。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 枚方市契約規則に規定する無効要件に該当する入札
 - (3) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約課へ届けられた場合
 - (4) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒（入札参加申請書類在中封筒を任意の封筒に貼り付けた場合を含む。）以外の封筒で郵送された場合
 - (5) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が郵送期限までに枚方郵便局に必着していなかった場合
 - (6) 入札書及び入札書封筒に本市へ届出のある使用印鑑が押印されていなかった場合
 - (7) 一通の封筒に複数の入札書が入っていた場合
 - (8) 入札参加申請書類在中封筒に入札参加申請書その他必要書類が同封されていなかった場合
 - (9) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかった場合
 - (10) 発注番号と件名が不一致の場合
 - (11) その他申請者又は発注業務を特定できなかった場合
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- ※ 不正な入札が行われるおそれがあると認めるときは、無効の入札書についても開札するものとする。

8 入札の中止

入札者又は入札の参加資格の審査により当該入札の参加を認められたものが 2 人に満たないときは、入札を中止するものとする。ただし、公告を再度行って実施する一般競争入札については、この限りではない。

また、次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

9 入札参加者名の公表

入札参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の公表も行う。

※ 第三者を介し、入札参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法第 96 条の 6 第 1 項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。

当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

10 談合その他不正行為の対応

本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

11 秘密の保持について

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

12 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
枚方市 財務部 契約課（枚方市役所本館 3 階）
電話（072）841-1345